# IV 各科の改定内容(主要項目)

# 【医科診療報酬】

患者番号

1 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質(QOL)を高める医療を実現する視点

# (1) 診療報酬体系の簡素化について

- 個々の診療報酬項目の名称が提供されている医療の内容を分かりやすく表記したものとなっているか点検を行った上で、所要の名称の見直しを行う。
- 老人診療報酬点数表について、医科診療報酬点数表等と別建てとされている取扱い を改め、一本化する。

# (2) 医療費の内容の分かる領収証の交付について

- 保険医療機関等は、医療費の内容の分かる領収証(診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの)を無償で交付しなければならないこととする。
  - \* 平成18年4月1日までに体制を整えることが困難な保険医療機関等については、 6ヶ月間の経過措置を設ける。
- 患者から求めがあったときは、保険医療機関等は、患者にさらに詳細な医療費の内 容が分かる明細書の発行に努めるよう、促すこととする。

(医科の様式)

請 求 期 間 (入院の場合)

領 収 証

		様		平成 年 月	日~平成年月日
受診科   入・外	領収書No.	発 行 日	費用区分	負担割合	本・家 区分
		平成 年 月 月			

**************************************	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅	医療	検	査	画像	診断	投	薬
	点	点	点		点		点		点		点
	注 射	リハビリテーション	精神科專門療法	処	H	手	術	麻	醉	放射部	泉治療
保険	Ä	点	点		点		点		点		点
	食事療養			<u> </u>		<u> </u>					n ingliste i Pari na Pari na Pari
	Щ										

	選定療養等	その他
保険外		
負 担	(内訳)	(内訳)
	************	

	保険	保険 (食事)	保険外負担
合 計	H	PJ.	円
負担額	円	j <sup>1</sup> .j	円
領収額 合 計			Ħ



# (3) 患者の視点の重視について

- ① 診療情報提供料の体系の簡素化及びセカンド・オピニオンの推進
  - ・ 診療情報提供料の体系について、患者から見ると情報の提供元及び提供先によって負担が異なることについて理解が得にくいこと等を踏まえ、大幅に簡素化する中で、全体としては評価を引き下げる。
    - → 診療情報提供料(I) 250点(退院時の加算 200点)
  - ・ 主治医が、セカンド・オピニオン(主治医以外の医師による助言)を求める患者 又は家族からの希望に基づき、診療に関する情報を提供することについて、新たに 評価を行う。  $\rightarrow$  診療情報提供料(II) 500点
- ② 外来迅速検体検査に係る評価の新設
  - ・ 初診又は再診時に検体検査を行い、同日中に当該検体検査の結果に基づき診療を 行うことについて、検体検査実施料及び外来診療料に対する加算を新設する。

外来迅速検体検査加算 1点(1項目につき)

- ③ 看護職員等の配置に係る情報提供の推進
  - 入院基本料等について、看護職員等の配置に係る表記を改める。

現 行	改正案
「看護職員配置2:1」	「看護職員の実質配置10:1」
入院患者2人に対し看護職員1人を	平均して入院患者10人に対し看護職員
雇用していることを意味	1人が実際に勤務していることを意味

それぞれの勤務帯で看護職員1人が何人の入院患者を実際に受け持っているかを 病棟内に掲示することを、入院基本料等の算定要件とする。

### (4) 生活習慣病等の重症化予防に係る評価について

- ① 生活習慣病指導管理料の見直し
  - ・ 服薬よりもむしろ運動習慣の徹底と食生活の改善を基本とする観点から、院内処 方の場合の評価を引き下げる以上に院外処方の場合の評価を引き下げる。
  - 患者が治療の趣旨をよく理解できるよう、療養計画書の様式を変更し、達成すべき目標や具体的な改善項目が明確になるようにする。

	現	Ţ	改正	案
【生活	5習慣病指導管理	里料】	【生活習慣病管理料】	
1 处	1方せんを交付す	「る場合	1 処方せんを交付す	する場合
1	高脂血症	1,050点	イ 高脂血症	900点
	高血圧症	1,100点	口 高血圧症	950点
//	糖尿病	1,200点	ハの糖尿病	1,050点
2 1	以外の場合		2 1以外の場合	
1	高脂血症	1,550点	イ 高脂血症	1,460点
	高血圧症	1,400点	口 高血圧症	1,310点
11	糖尿病	1,650点	八 糖尿病	1,560点

## ② ニコチン依存症管理料の新設

・ ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の 禁煙指導について、新たに評価を行う。

初回(1週目)

230点

2回目、3回目及び4回目(2週目、4週目及び8週目)

184点

5回目(最終回)(12週目)

180点

## [対象患者]

以下のすべての要件を満たす者であること

- ・ ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)でニコチン依存症と診断 された者であること
- · ブリンクマン指数(= 1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上の者であること
- ・ 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」(日本循環器学会、 日本肺癌学会及び日本癌学会により作成)に則った禁煙治療プログラム (12週間 にわたり計5回の禁煙治療を行うプログラム)について説明を受け、当該プログラ ムへの参加について文書により同意している者であること

## [施設基準]

- 禁煙治療を行っている旨を医療機関内に掲示していること
- ・ 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること
- ・ 禁煙治療に係る専任の看護職員を1名以上配置していること
- 呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
- 医療機関の構内が禁煙であること

#### [算定要件]

- 「禁煙治療のための標準手順書」(日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会 により作成)に則った禁煙治療を行うこと
- 本管理料を算定した患者について、禁煙の成功率を地方社会保険事務局長へ報告 すること
- 初回算定日より1年を超えた日からでなければ、再度算定することはできないこととする。
- \* 本管理料の新設による効果については、診療報酬改定結果検証部会による検証の 対象とする。
- ③ がん診療連携拠点病院に係る評価の新設
  - がん診療連携拠点病院において、他の保険医療機関等からの紹介による悪性腫瘍 の患者に対して入院医療を提供した場合について、入院初日に限り、入院基本料に 対する加算を新設する。

がん診療連携拠点病院加算(入院初日) 200点

# (5) 手術に係る評価について

○ 年間手術症例数と手術成績との間に相関関係を積極的に支持する科学的知見が得ら

れていないことから、年間手術症例数による手術点数に対する加算についてはいった ん廃止し、今後、再び診療報酬上の評価を行うことを視野に入れて、速やかに調査及 び検証を行う。

- 患者が様々な情報に基づき適切に医療機関を選択することができるよう、現在加算の対象となっている手術については、手術実績がある場合の年間手術症例数を院内に掲示することを、当該手術に係る点数の算定要件とする。
- 2 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

## (1) 在宅医療に係る評価について

- ① 在字療養支援診療所の評価
  - 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を設ける。

### [在宅療養支援診療所の要件]

- 保険医療機関たる診療所であること
- ・ 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療 所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診 担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内 において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー)等と連携していること
- · 当該診療所における在宅看取り数を報告すること

#### ② 入院から在宅療養への円滑な移行の促進

入院から在宅療養への円滑な移行のために、在宅療養支援診療所の医師や訪問看護を行う看護職員等の多職種が共同して行う指導については、評価を引き上げる。

地域連携退院時共同指導料(1)(紹介元の医療機関が算定)

- 1 在宅療養支援診療所の場合 1,000点
- 2 1以外の場合

600点

等

地域連携退院時共同指導料 (Ⅱ) (入院先の病院が算定)

在宅療養支援診療所の場合

500点

2 1以外の場合

300点

- ③ 在宅療養における24時間対応体制の評価
  - 在宅時医学管理料及び寝たきり老人在宅総合診療料を再編し、在宅時医学総合管 理料を新設する。

在宅時医学総合管理料(月1回)

- 1 在宅療養支援診療所の場合
  - イ 処方せんを交付する場合 4.200点
  - ロ 処方せん交付しない場合 4.500点
- 2 1以外の場合
  - イ 処方せんを交付する場合 2,200点
  - ロ 処方せん交付しない場合 2.500点
- 在宅療養支援診療所又は連携先の他の保険医療機関等から患家の求めに応じて提 供される往診又は訪問看護について、緊急の場合等の往診又は訪問看護に対する評 価を引き上げる。
- ④ 患者の重症度等を反映した訪問看護の評価の見直し
  - 重症度、処置の難易度等の高い患者に対する訪問看護ついては、評価を引き上げ る。

重症者管理加算1 5,000円/月

在宅移行管理加算 1 500点/月

- · 在宅悪性腫瘍患者指導管理
- · 在宅気管切開患者指導管理
- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・留置カテーテルを使用している状態にある者

重症者管理加算2 2.500円/月

在宅移行管理加算2 250点/月

- ⑤ 在宅におけるターミナルケア及び看取りに係る評価の見直し
  - 在宅療養支援診療所が関与する場合に、在宅におけるターミナルケアに係る評価 を引き上げる。

現行	改正案
【在宅患者訪問診療料】	【在宅患者訪問診療料】
- ターミナルケア加算 1,200	点・ターミナルケア加算(Ⅰ)
	10,000点
	々ーミナルケア加算(Ⅱ)
	1, 200点

- ⑥ 自宅以外の多様な居住の場におけるターミナルケアの推進
  - ・ 特別養護老人ホームの入所している末期の悪性腫瘍の患者に対し、在宅療養支援 診療所に係る医師が訪問診療を行うことやその指示に基づき訪問看護等を行うこと 等について、新たに評価を行う。

# (2) 初再診に係る評価について

- ① 初診料、外来診療料等の見直し
  - ・ 初診料について、病院の評価を引き上げる一方、診療所の評価を引き下げて、病 院及び診療所の点数を統一する。
  - 再診料については、病院の評価を引き下げる以上に診療所の評価を引き下げて、 病院及び診療所の点数格差を是正するとともに、継続管理加算を廃止する。
  - 外来診療料についても、評価を引き下げる。

\* ヘモグロビンA1c を包括範囲から除外

#### ② 紹介患者加算の廃止

- ・ 医療機関の機能分化・連携に必ずしも十分寄与していないとの指摘も踏まえ、初 診料に係る病院紹介患者加算を廃止するとともに、併せて診療所紹介患者加算を廃 止する。
- ③ 同一医療機関・同一日の複数診療科受診時の評価
  - ・ 同一医療機関において、同一日に複数の診療科を受診した場合は、2つ目の診療 科の初診に限り、所定点数の100分の50に相当する点数を算定することとする。

### (3) DPCに係る評価について

- ① DPCによる支払対象病院の拡大
  - ・ 急性期入院医療における診断群分類別包括評価(DPC)による支払対象病院を拡大し、「DPC対象病院」として、現行の対象病院(82病院)に加えて試行的適用病院(62病院)を位置付けるほか、DPCの適用を希望する調査協力病院(228病院)のうち急性期入院医療を提供する病院として具備すべき一定の基準を満たす病院を位置付ける。

# ② 診断群分類及び診断群分類ごとの診療報酬点数等の見直し

- ・ 「手術」による分岐の簡素化、「手術・処置等2」による分岐の精緻化、「検査入院」「教育入院」の廃止、「副傷病」の検証等を行う。
- ・ 短期入院が相当程度存在する診断群分類について、より短期の入院を高く評価する仕組みへの見直し(入院期間Iの設定方法の見直し)を行う。
- DPCによる包括評価の範囲について、以下のとおり見直しを行う。

### ③ DPCにおける調整係数の見直し

・ 平成18年度診療報酬改定率を踏まえ、DPCによる支払対象病院の包括範囲に 係る収入が▲3.16%下がるように、調整係数を設定する。

# (4) リハビリテーションに係る評価について

- ① リハビリテーションの疾患別体系への見直し
  - ・ 理学療法、作業療法及び言語聴覚療法を再編し、新たに4つの疾患別リハビリテーション料を新設する。

	脳血管疾患等	運動器リハビ	呼吸器リハビ	心大血管疾患
	リハビリテー	リテーション	リテーション	リハビリテー
	ション			ション
	脳血管疾患	上・下肢の外	肺炎・無気肺	急性心筋梗塞
	脳外傷	傷・骨折の手術	慢性閉塞性肺	開心術後
対象疾患	等	後	疾患であって	慢性心不全で
<b>对多</b> 疾思		熱傷瘢痕によ	重症後分類Ⅱ	左心駆出率
		る関節拘縮	以上の状態の	40%以下
		等	患者 等	等
リハビリテー	250点	100-	100=	0 F O ±
ション料(I)	250点	180点	180点	250点
リハビリテー	1005	00=	90=	100+
ション料(Ⅱ)	100点	80点	80点	100点
算定日数上限	180日	150日	90日	150日

- ・ 長期にわたり効果が明らかでないリハビリテーションが行われているとの指摘を 踏まえ、疾患ごとに算定日数上限を設定する一方、1月に一定単位数以上行った場合の点数の逓減制を廃止する。
- ・ 集団療法に係る評価を廃止し、個別療法のみに係る評価とするほか、機能訓練室 の面積要件については緩和する。

#### ② 急性期リハビリテーションの評価

・ 発症後早期については、患者 1 人・1 日当たりの算定単位数の上限を緩和し、患者 1 人・1 日当たり6 単位までとする。

- ③ リハビリテーション従事者 1 人・1 日当たりの実施単位数の上限の緩和
  - リハビリテーション従事者の労働時間について、医療機関ごとの弾力的な運用を 可能とする観点から、リハビリテーション従事者1人・1日当たり18単位を標準 とし、週108単位までとする。
- ④ 回復期リハビリテーション病棟入院料の見直し
  - 算定対象となるリハビリテーションを要する状態を拡大するとともに、一律に 180日を算定上限としている現行の取扱いを改め、リハビリテーションを要する 状態ごとに算定上限を設定する中で、当該上限を短縮する。

一 脳血管疾患、脊髄損傷等の発症又は手術後2ヶ月以内の状態	算定開始後
	150日
(高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭	算定開始後
部外傷を含む多発外傷の場合)	180日
ニ 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の骨折又は手術後2ヶ	算定開始後
月以内の状態	90日
三 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により生じた廃用症候群	算定開始後
を有しており、手術後又は発症後2ヶ月以内の状態	90日
四 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経・筋・靱帯損傷	算定開始後
後1ヶ月以内の状態	60日

- ⑤ 退院後早期の訪問リハビリテーションの評価
  - 入院から在宅における療養への円滑な移行を促す観点から、在宅訪問リハビリテ ーション指導管理料について、1日当たり530点から1単位当たり300点に改 めるとともに、算定上限を週6単位まで(退院後3月以内の患者については、週 12単位まで)に緩和する。
- ⑥ その他のリハビリテーションに係る評価の見直し
  - · 障害児・者に対するリハビリテーションについて、新たに診療報酬上の評価を行 う。
  - ・ 摂食機能・嚥下機能障害リハビリテーションの算定上限を緩和する。

### (5) 精神医療に係る評価について

- ① 精神病床における急性期の入院医療の評価
  - 急性期の精神科入院医療の充実を図る観点から、精神科救急入院料及び精神科急 性期治療病棟入院料について、入院早期の評価を引き上げる。

精神科救急入院料(看護職員の実質配置10:1) [現行2:1に相当]

入院後30日以内 3,200点

入院後30日超 2,800点

精神科急性期治療病棟入院料1 (看護職員の実質配置13:1)

入院後30日以内 1,900点 [現行2.6:1に相当]

入院後30日超 1,600点

精神科急性期治療病棟入院料2(看護職員の実質配置15:1) 現行3:1に相当]

入院後30日以内 1.800点

入院後30日超 1,500点

- ② 精神病床における入院期間に応じた評価の見直し
  - ・ 精神疾患患者の地域への復帰を支援する観点から、精神病棟入院基本料の入院期間に応じた加算について、入院早期の評価を引き上げ、長期入院の評価を引き下げる。

14日以内 439点 → 459点

15日~30日以内 242点 → 242点

31日~90日以内 125点 → 125点

91日~180日以内 40点 → 20点

181日~1年以内 25点 → 10点

- ③ 通院精神療法に係る評価の見直し
  - ・ 通院精神療法の再診時の点数について、病院の評価を引き上げる一方、診療所の 評価を引き下げて、病院及び診療所の点数格差を是正する。

診療所の場合 370点 → 360点

病院の場合 320点 → 330点

- ④ 入院精神療法の算定要件の緩和
  - ・ 当該保険医療機関に初めて入院する統合失調症の患者であって、新規入院又は退 院予定のある患者の家族に対し精神療法を行った場合には、入院精神療法を算定で きることとする。
- ⑤ 精神科デイ・ケアに係る評価の見直し
  - ・ 精神科デイ・ケアについて、精神疾患患者の地域への復帰を支援する観点から、 短時間のケアについて、新たに評価を行う。

精神科ショート・ケア

小規模 275点(1日につき)

大規模 330点(1日につき)

- ⑥ 精神科訪問看護・指導料等の算定回数上限の緩和
  - イ 精神科訪問看護・指導料の算定回数上限の緩和

## 週3回まで算定可

- → 退院後3ヶ月以内の患者に対して行う場合は週5回まで算定できる。
- ロ 精神科退院前訪問指導料の算定回数上限の緩和 入院後3月を超える患者に対して3回に限り算定できる。
  - → 入院後6月を超える患者に対して行う場合は、6回まで算定できる。
- (7) 精神病床における認知症患者に対する医療の充実
  - ・ 精神病棟入院基本料を算定する重度の認知症患者について、入院後3月以内に限り、1日100点を加算する。
  - ・ 重度認知症患者入院治療料については廃止する。
  - · 認知症老人入院精神療法料は、既に老人性認知症疾患治療病棟入院料の中で評価 されていることから廃止する。
- ⑧ 重度認知症患者デイ・ケア料の見直し
  - ・ 算定対象となる重度認知症の定義に、認知症の評価尺度を導入し、介護保険との 役割分担を明確化する。
  - ・ 診療報酬体系を簡素化する観点から、重度認知症患者デイ・ケア料(I)と(II)とを統合するとともに、診療実態を踏まえ、4~6時間未満の診療に係る評価は廃止する。

重度認知症患者デイ・ケア料 6時間以上 1.000点

- 9 小児に対する心身療法の評価
  - ・ 20歳未満の患者に対して、心身医学療法を行った場合は、100/100点を 加算する。

### (6) その他

- ① 地域連携パスによる医療機関の連携体制の評価
  - 地域連携クリティカルパス(地域連携パス)を活用するなどして、医療機関間で 診療情報が共有されている体制について、新たに評価を行う。

地域連携診療計画管理料(入院時) 1,500点

地域連携パスの対象疾患の患者に対し、地域連携パスに基づいた診療計画を 説明し、その診療計画書を文書にて患者又は家族に提供した場合に、入院時に 算定できる。

地域連携診療計画退院時指導料(退院時) 1.500点

地域連携パスの対象疾患の患者に対し、地域連携パスに基づいた退院後の療養計画を説明し、その療養計画書を文書にて患者又は家族に提供した場合であ

って、紹介元の連携医療機関に対しその診療情報を文書にて渡した場合に退院 時に算定できる。

- ② 介護老人保健施設における他科受診の適正評価
  - 介護老人保健施設入所者に対する、専門的な診断技術や医療機器を必要とする眼科、耳鼻咽喉科等に係る診療行為について、新たに医療保険において評価を行う。
- ③ 臨床研修病院に係る評価の見直し
  - ・ 臨床研修病院入院診療加算(入院初日)の評価を引き上げるとともに、新たに強力型臨床研修指定病院についても評価の対象とする。

単独型又は管理型臨床研修指定病院の場合 4 O 点協力型臨床研修指定病院の場合 2 O 点

- ④ 脳卒中ケアユニットの評価
  - · 急性期の脳卒中患者に対して専門的な施設で専門的な医学管理を行った場合について、新たに評価を行う。

脳卒中ケアユニット入院医療管理料(1日につき) 5,700点 発症後14日を限度として算定する。

- ⑤ 地域加算の見直し
  - ・ 平成18年2月1日に、国家公務員給与の地域手当の支給地域及び支給割合に係る人事院規則が公布されたことを受けて、地域加算の取扱いについて見直しを行う。

現行	改正案	
1種地域(東京都特別区) 2種地域(横浜市、大阪市等) 3種地域(伊丹市、福岡市等) 4種地域(札幌市、仙台市等)	1級地(東京都特別区) 2級地(武蔵野市、大阪市等) 3級地(さいたま市、横浜市等) 4級地(京都市、福岡市等) 5級地(仙台市、伊丹市等) 6級地(札幌市、和歌山市等)	1 8 点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点

3 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点

- (1) 小児医療及び小児救急医療に係る評価について
  - ① 乳幼児深夜加算等の新設及び評価の充実
    - 診療報酬体系を簡素化する観点から、初再診料の時間外加算等について、乳幼児を対象とする新点数を創設するとともに、深夜における小児救急医療の対応体制に係る評価を充実する。